

下記の日本語版のご利用規約は、当サイトのお申込みページ内にあるご利用規約 (<https://flc-inc.sg/registration/top>) の翻訳です。弊社サービスのご利用規約としての正本は英語版であり、この日本語版との間に矛盾抵触がある場合には、英語版を優先します。

プレミアムウォーター浄水型サービスご利用規約

プレミアムウォーターご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、SINGAPORE FLC PTE. LTD.（以下「当社」といいます。）との間で、浄水型ウォーターサーバー（以下「本製品」といいます。）のレンタル及び本製品専用の浄水カートリッジ（以下「本商品」といいます。）を提供するサービス（以下合わせて「本サービス」といいます。）の利用契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）を締結されたお客様に適用されます。本サービスは、お客様の指定する配送先が、YAMATO TRANSPORT (S) PTE. LTD.の配送可能地域内にあるときにのみご利用いただけます。

第1条 本サービスのお申込み及び契約成立

1. お客様は、本規約に同意の上、本サービスのお申込みをおこなうものとします。
2. お客様は、本サービスのお申込時に当社が定めるフォーマットに従い、以下各号の情報を届け出るとします。（以下各号を総称して「届出事項」といいます。）
 - (1) 本製品の色の指定
 - (2) 氏名、住所、連絡先
 - (3) 決済情報
3. お客様は、本サービスのお申込時に当社が定めるフォーマットに従い、以下各号のお客様の希望する配送のルールを届け出るものとします。（以下各号を総称して「配送基本ルール」といいます。）
 - (1) 本商品及び本製品の初回配送日
 - (2) 本商品及び本製品の配送先
4. 本製品はレンタルとなります。お客様は、本サービスの利用開始日より最低2年間ご利用いただきます
5. 本サービス利用契約は、当社が本サービスのお申込みを承諾した時点で成立するものとし、当社の顧客管理システムへのお客様情報の登録完了をもって承諾したものとします。
6. 消費税の変更があった場合、当該税率に応じた価格改定をいたします。

第2条 届出事項及び配送基本ルールの変更

1. お客様が届出事項及び配送基本ルールの変更を希望されるときは、以下までご連絡ください。
【事務局】SINGAPORE FLC プレミアムウォーターカスタマーセンター（以下

「カスタマーセンター」といいます。)

電話：3165-5069（10:00～18:00） 年末年始を除く

Mail: reception@flc-inc.sg

2. 届出事項及び配送基本ルールに変更が生じた場合は、お客様は遅滞なくカスタマーセンターへ通知するものとします。
3. 前項の届出がないために、当社からの通知又は送付書類その他のものが延着又は不着となった場合は、通常到着すべき時にお客様に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。
4. 届出事項及び配送基本ルールの変更内容の適用は、変更受付の翌日以降となります。

第3条 発注及び配送

1. 本商品は、配送基本ルール及び以下各号に従って定期的にお客様に配送されます。（以下「定期配送」といいます。）
 - (1) 初回の定期配送予定：利用開始日の属する月から起算して8か月目
 - (2) 次回以降の定期配送予定：前回の定期配送の属する月の翌月から起算して8か月目
2. 定期配送のほかに追加の配送（以下「追加配送」といいます。）が必要な場合は、カスタマーセンターへご注文いただくものとし、当社はご注文日の翌日以降に本商品を発送いたします。
3. 前項に定める追加注文のほか、ご要望はカスタマーセンターまでお問合せください。

第4条 利用料金及びその支払い

1. 本製品をレンタルするお客様は、月額利用料として本製品1台につき40シンガポールドル（税抜）を第1条記載のお客様によって申請された届出事項に従って、当社に毎月お支払いいただきます。ただし、当社と別途取り決めがある場合を除きます。本製品をレンタルするお客様は、デポジットとして本製品1台につき200シンガポールドルを当社へお支払いいただきます。ただし、当社と別途取り決めがある場合を除きます。
2. お客様は、追加配送の出荷実績に基づき、本商品の購入代金として、本商品1個につき40シンガポールドル（税抜）を、第1条記載のお客様によって申請された届出事項に従って、当社に毎月お支払いいただきます。ただし、当社と別途取り決めがある場合を除きます。
3. お客様は、本条第1項に定める月額利用料、デポジット及び本条第2項に定める購入代金（以下、総称して「代金等」といいます。）を、当社指定の期日若しくは

クレジットカード会社が定めた期日又は決済日にお支払いいただきます。

4. 代金等のお支払いが期日までに完了されない場合は、都度通知いたします。期日までにお支払いが確認されない場合は、代金等に対して支払期日の翌日から年利15%の割合による遅延損害金お支払いいただきます。
5. お客様への領収証の発行は、当社が指定する方法によるものとします。

第5条 遵守事項

お客様は本サービスご利用にあたり、以下の事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 本製品で適切にろ過できる能力等はお客様の使用状況等によって異なるものであり、定期配送の本商品を交換するのみで本製品のろ過能力等を適切に発揮し、これを維持することが可能であることまでは保証されていないこと、必要に応じて本商品の追加配送を注文する必要が生じる可能性があることを理解し、本製品を使用すること
- (2) 付属の取扱説明書に従って本製品を設置及び取り扱うこと
- (3) 付属の取扱説明書に従って本製品の各部位をお手入れすること
- (4) 当社の本製品に他社の商品を使用しないこと
- (5) 当社に届出をせず、本製品の設置住所を変更しないこと
- (6) 本商品、本製品並びに契約上の地位を第三者へ譲渡又は転貸しないこと
- (7) その他、当社が指定した禁止行為をしないこと
- (8) 本製品の水漏れに備え（浄水カートリッジ差込み不良、誤った使用方法等）、床下暖房、絨毯、床下配線等がある場所への設置はしないでください。また、周辺に精密機器類、貴重品等を置かないようにしてください。

第6条 本サービスの停止、解約等

1. 「停止」とは、当社が本サービスを強制的に停止することをいいます。
2. 「解約」とは、「申出解約」及び「強制解約」をいいます。
3. 「申出解約」とは、お客様が本サービス利用契約の解約を通知し、本部の定める手続きを経て、当該契約の解約をおこなうことをいいます。
4. 「強制解約」とは、お客様が本条第10項各号のいずれかに該当し、当社が強制的に本サービス利用契約の解除をおこなうことをいいます。
5. 「解約日」とは、「申出解約」の場合は、お客様の解約通知を当社が確認し、かつ当社が定める手続きが完了した日をいいます。「強制解約」の場合は、本条第13項各号記載の事由が発生したと当社が合理的な理由により認めた日をいいます。
6. 以下のいずれかに該当する場合、当社は本サービスを「停止」します。
 - (1) 当社が、お客様の代金等のお支払いを一度でも確認できなかった場合

- (2) 当社が定期配送や追加配送を出荷したにもかかわらず、本商品が当社に返送された場合（お客様が不在で本商品を受け取れず、本商品が当社に返送された場合を含みます。）
7. 前項 2 号の場合、配送事務手数料として本商品 1 個につき 15 シンガポールドル（税抜）をお支払いいただきます。
8. 当社が本サービスを「停止」した後も本製品の月額利用料は毎月発生するものとします。
9. お客様が本サービスの「申出解約」を申し出た場合には、本規約に基づいて発生する当社に対する一切の債務を当社が指定する期日までにお支払いいただくとともに、当社の定める方法により本製品をご返却いただきます。お客様によるこれらの義務の履行を当社が確認した時点で「申出解約」の手続きは完了となります。
10. お客様が以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は何らの通知・催告をせずに「強制解約」をおこないます。
- ① お客様がお申込みに際し、氏名や住所等お客様の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - ② 代金等の支払いが遅延した場合
 - ③ お客様の信用状態が悪化したと客観的に認められる場合
 - ④ 当社の名誉を毀損又はその他の権利を害した場合
 - ⑤ ほかのお客様の迷惑となる行為があった場合
 - ⑥ 第 5 条記載の遵守事項等の本規約上の義務に違反し、信頼関係を著しく破壊した場合
 - ⑦ 上記各号に類する事情により、当社がお客様への本サービスの提供を不適当と判断した場合
 - ⑧ 本条 6 項 2 号について、当初指示されていたお客様への本商品配送予定期から起算して 120 日以内に本商品の注文がない場合
 - ⑨ お客様が反社会的勢力に属し、又は反社会的勢力と関係を有することが判明した場合
 - ⑩ お客様又は第三者を利用して、本部及び委託事業者に対し、法的責任を超えた不当要求行為、詐術、脅迫的言辞、その他これらに準ずる行為をおこなった場合
11. お客様は、本サービスご利用開始日より 2 年未満に本サービスを「解約」する場合、デポジットから以下の早期解約手数料を差し引くことを認めるものとします。
- ① 1 年未満 : 200 シンガポールドル（税抜）
 - ② 1 年以上 2 年未満 : 100 シンガポールドル（税抜）
12. お客様は、「申出解約」を通知した日から 30 日以内に、当社に対し本製品を返却するものとし、当社は本製品の返却されたことを確認後、速やかにお客様に対しデ

ポジットを返金するものとします。本製品の返却が確認されない場合、ご利用期間に関わらず、デポジットの返金はされません。

13. 「強制解約」の場合、お客様は本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務の全額を支払うものとします。なお、本製品をレンタルされているお客様は、ご利用期間に関わらず、デポジットの返金がされない場合があります。
14. 本サービスご利用期間中に生じた当社に対するお客様の債務について、お客様は、本サービス利用契約終了時までに速やかにお支払いいただくものとし、残債務があるときは、本サービス利用契約終了後も履行の責任を負います。

第7条 個人情報保護の原則

当社は、Personal Data Protection Act 2012 (No. 26 of 2012)及び当社のプライバシーポリシーに従って、本サービス提供の過程で取得したお客様の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱います。また、お客様は、当社がプライバシーポリシーに従って個人情報を取得、使用、開示することに同意するものとします。

第8条 本サービス利用契約の移転

1. 当社は、本サービス利用契約の契約上の地位をほかの事業者に移転することができます。
2. 契約上の地位が移転されても、原則として、移転先は当社から本製品の供給を受けて本サービスを維持するため、お客様は引き続き本サービスの内容について変更なくその提供を受けることができます。
3. 前項の場合、契約上の地位を移転する当社は、新しい事業者名をお客様に通知いたします。移転を希望されないお客様は、カスタマーセンターまでご連絡ください。当社が、上記通知をしてから14日以内にご連絡がない場合は、契約上の地位の移転についてご承諾いただいたものとします。

第9条 お客様の当社に対する損害補償

1. お客様が、本規約又は当社とお客様の間で締結したその他の取り決めに反したことにより生じた損害は、お客様が賠償するものとします。
2. お客様が第5条の遵守事項に反して本製品を使用したことにより、本製品が破損した場合、本製品の状況に応じた価格（最大300シンガポールドル（税抜））をお客様にお支払いいただきます。

第10条 免責

1. 当社が本サービスを提供できないことが、以下のいずれかの事情によるときは、当社はその履行責任及び損害賠償責任を免れます。
 - (1) 天災・地変等の災害を被ったとき
 - (2) 法令の制定、改版、行政指導のあったとき
 - (3) 悪天候、交通事情等により本サービスに遅延が生じたとき
 - (4) 本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき
2. 前項の事情が解消される見込みがないときは、当社はお客様に対し本サービスの提供を「停止」することがあります。
3. 当社は、当社との間で本サービス利用契約を締結しているお客様に対してのみ本契約上の責任を履行するものとし、有償又は無償を問わず、当社の承諾なく本商品又は本製品を取得した第三者に対して何ら本契約上の責任を負わないものとします。
4. お客様の判断により本製品を設置した場合での損害は、当社の悪意又は重過失のある場合を除き、補償をいたしかねる場合があります。お客様が本規約、説明書類等に反した目的ないし方法で利用されたことにより当社の責めに帰することなく発生した事故その他生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
5. 当社は、お客様が本製品を付属の取扱説明書どおりの使用方法をおこなわなかつたことで生じた被害、損害（水漏れ、火傷等）に対しての補償はいたしかねます。
6. お客様が第5条所定の遵守事項に反して本製品を使用したことにより発生した損害に対して、当社は責任を負いません。

第11条 本サービスの変更

1. 当社は、当社の公式ホームページ (<https://flc-inc.sg/>) を通じてお客様に事前通知することで、本サービスの全部又は一部を変更することができます。ただし、変更内容が微細な場合は、お客様への事前通知を要することなく、本サービス内容の変更をおこなうことができるものとします。
2. 前項に定める本サービスの変更により、お客様に生じるいかなる損失又は損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第12条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、関連法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。当社は、当該無効又は執行不能と判断された条項又はその一部を、当該無効又は執行不能の条項又は部分を適法とし、有効とするために必要な範囲で修正し、当該無効又は執行不能とされた条項又はその一部の趣旨及び法律経済的に同等の効果が確保されるよう努めるものとします。

第 13 条 第三者利益

1. 本規約の当事者でない者は、the Contracts (Rights of Third Parties) Act (Cap. 53B)に基づく権利を有さず、本規約のいかなる規定についても、執行又は利益の享受をすることはできません。
2. 本規約のいかなる規定にもかかわらず、本規約の当事者でない者の同意は、本規約の取消し又は変更を要求されません。

第 14 条 完全合意

本規約は、本規約の主題に関するお客様と当社との間の完全な合意を示すものであり、本規約の主題に関してお客様と当社との間でなされた事前の理解及び合意はその効力を失います。いかなるお客様も、当社の事前の書面による同意なく、本規約に基づくお客様の権利または義務を譲渡することはできないものとします。

第 15 条 準拠法

1. 本規約は、シンガポール法に準拠し、解釈されるものとします。
2. 本サービスに関連している又は関連していないすべての紛争、論争、当事者間で生じる可能性のある相違については、シンガポールの専属管轄裁判所に申し出るものとします。

制定日 2025 年 11 月 17 日